官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○船員手帳に関する政令（一四三）　二
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四四）

〔最高裁規則〕

○企業価値担保権実行手続規則（最高裁七）　三

〔その他告示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七五）　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
令和八年度予算等について報告（内閣）　一二

〔公　告〕

諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更関係　一八〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一八一
会社その他　一九一
会社決算公告　一九一

本号で公布された法令のあらまし

◇船員手帳に関する政令（政令第百四十三号）（国土交通省）

1　船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項に関する規定等の整備

⑴　船員法第五十条第三項の規定により船員手帳に記載する事項を定める。（第一条関係）

⑵　船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間（外国人に係るものにあっては、五年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間）有効とし、航海中に当該期間が経過したときは、その航海が終了する日までとするものとする。（第二条関係）

⑶　有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を受けてはならないものとする。（第三条関係）

⑷　船員は、その船員手帳に記載された本籍等に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に当該船員手帳の記載事項の訂正を申請しなければならないものとする。（第四条関係）

⑸　船員手帳が滅失したことにより船員手帳の再交付を受けた者は、その滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、当該船員手帳を国土交通大臣に返還しなければならないものとする。（第五条第一項関係）

⑹　船長その他他人の船員手帳を保管する者は、当該船員手帳を受有する船員から請求があったときは、直ちに、当該船員手帳を当該船員に返還しなければならないものとし、船長が海員の乗船中その船員手帳を保管する場合等は、適用しないものとする。（第五条第二項関係）

⑺　この政令に規定する国土交通大臣の権限は、その全部又は一部を地方運輸局長等に委任することができるものとする。（第六条関係）

2　罰則

罰則について、所要の規定を設ける。（第七条関係）

3　施行期日

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百四十四号）（国土交通省）

第１　船員職業安定法施行令の一部改正

1　求人の申込みを受理しないことができる事由となる法律違反に係る労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとして、船員職業安定法第四十八条において読み替えて準用する同法第十八条（船員の募集等に関する情報の的確な表示）の規定を追加する。（第一条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第２　関係政令の一部改正

船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令その他の政令について所要の改正を行う。

第３　附則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則関係）